

防災と文化の両立と

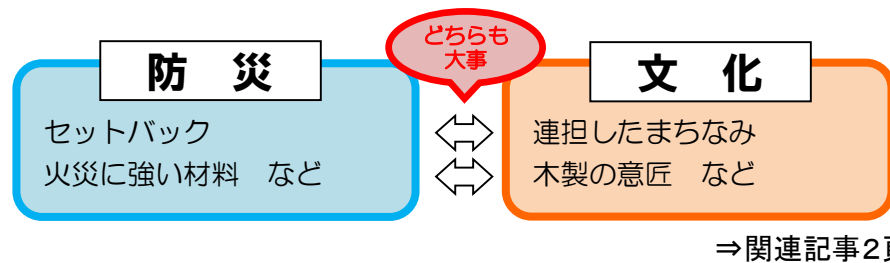
進みつつある既存建築物の把握

今年度の全体会議では、新築建築物の安心安全対策が実を結ぶ[※]一方、老朽化、維持管理不足から起こる火災や外壁等の落下などの事件・事故が多発していることを背景とした既存建築物への安全対策と、防災と文化を両立させて京都のまちの特性を守ることの重要性が、改めて確認されました。

※建物の工事完了の検査の合格証（＝検査済証）の交付率は98.6%（H27年度確定値）（VOL.4も参照）

防災と文化の両立 安心安全の確保とくらしの文化が生きづくまちなみ

会議において、大阪の法善寺横丁や先斗町等の細街路では、建て替えによりセットバックが必要となるのが防災面では重要だが、風情ある町並みの継承にあたっては課題になるとの指摘があり、地域ごとに特色ある多様な景観や文化と防災をどう両立させるかが課題となっているとの認識が共有されました。



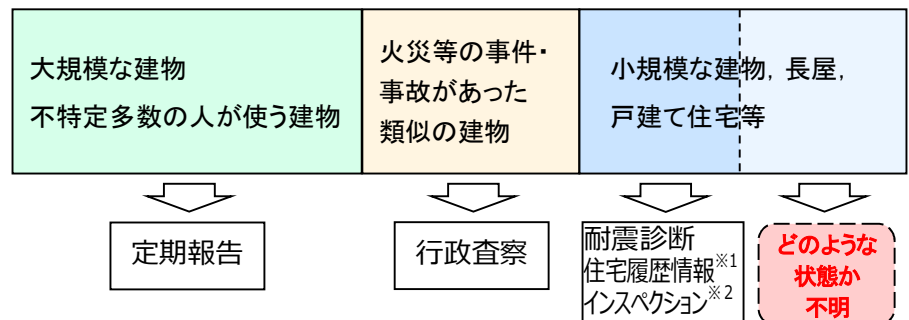
全体会議の様子(平成28年9月開催)



分科会の報告

市全体の既存建築物の状況把握

定期報告の拡大や耐震診断の促進等の取組を通じて、既存建築物の安心安全が図られるように取り組んできましたが、小規模なものが定期報告の対象にならず、捕捉できないのではないかと指摘がありました。



全ての建物の状態が把握され、建物ごとに対策が取られた、
それらが安全かつ快適に活用されている社会へ

⇒関連記事3頁

※1 住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産等に関する情報
※2 建物の劣化事象・不具合事象の状況を目視、計測等により調査すること

防災と文化の両立に向けて

会議では、先斗町の火災を受けての取組について意見交換が行われ、それぞれのまちが持つ特性を残すためには、既存建築物を適切に維持管理していくことが重要であると確認されました。

先斗町の防災活動の取組



路地を中心とした歴史的まちなみ

先斗町は、先斗町通とこれに接する路地に、茶屋や料理屋が軒を連ねる、花街としてその歴史を積み重ねてきた地域です。

先斗町火災対策ネットワーク会議の設置



町内で発生した火災を契機に、細街路であることや木造が密集していることをふまえ、まちの火災に対する備え、火災発生時の対応や景観の維持について地域団体や消防、警察、行政が連携して検討を行うネットワークが設置されたことが、会議でも話題にあがりました。

ネットワークの検討を受けて、先斗町内の店舗全従業員に配布する防災リーフレット「先斗町 このまちのための 火の用心」の作成のほか、地域団体や行政機関で構成する「先斗町このまち守り隊」が結成されています。

まちの特性に合わせて、こんな制度もあります！

建物を長持ちさせるには、こんな提案を試みようかな？



この建物はまちの雰囲気合っているから建て替えずに、こんな改修をしたらどうか。。。



- 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例
景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について、建築物の安全性等の維持向上を図ることにより、建築基準法の適用を除外する条例
- 細街路対策事業
袋路等をより安全にするために、避難経路を確保したり、袋路入口の建物を地震に強くする費用などを補助したりする事業
 - ・ 袋路等始端部における耐震・防火改修事業
 - ・ 緊急避難経路整備事業 等

専門家の提案で、より良いまちに！

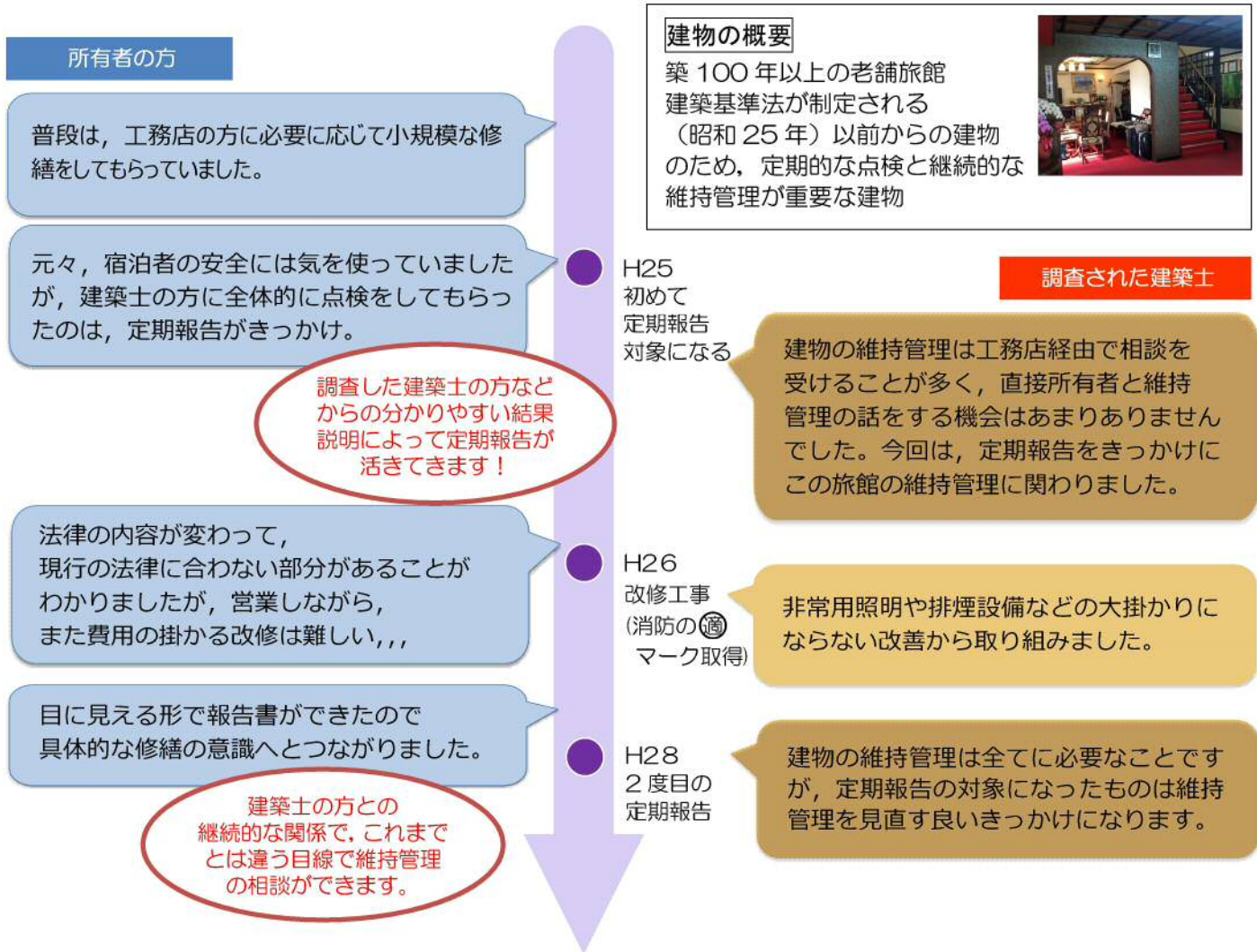
個々の建物の防災がまちの防災につながる

既存の建築物の良さを残しながら改修や維持管理をしていくことは、それぞれのまちや通りの雰囲気を残すことにつながります。個別の方の要望に沿いながらも、防災にも強いより良いまちになっていくためには、まちのことを良く知っている建物の専門家の活躍が望まれます。

建物の安全には、専門家の力が必要です。－既存建築物の状況を知るには－

既存建築物を安心安全な状態にする重要なポイントは、維持管理です。

市内の既存建築物の維持管理の状態を把握して、建物ごとに安全対策を取るために、一定規模以上や不特定多数の人が利用する建物には、建築物の健康診断に例えられる「定期報告」制度がありますが、それ以外の建物も安全に使うためには、同様の点検が必要です。専門家の力が建物の安全につながった事例を紹介します。

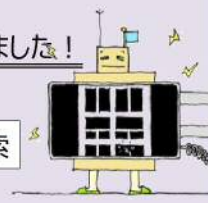


定期報告制度の対象拡大

建築基準法の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、定期報告制度の報告対象建築物を拡大し、現状確認が行われている建物の把握が進みました。

- ◎ 新たに防火設備や小荷物専用昇降機が報告対象に加わりました！
- ◎ より小規模なものも対象になりました！

詳細は



点検が義務になっていない建物も個別に安全点検を！

建物の維持管理には、所有者・管理者等と建物の専門家との**日頃の関係が大切**です。一つ一つの建物状況が把握されることで、**まち全体の安全性**につながります。



建築物の安心・安全と生活文化

高田 光雄（本推進会議 議長 京都大学大学院教授）



建築物に関係する災害や事故から命を守り、日々安心して暮らしていくためには、日頃から建築物の安全対策を、公民協働して推し進めていく必要があります。京都市においては、市民、学識経験者、関係団体等から構成される「京都市建築物安心安全実施計画策定委員会」で「京都市建築物安心安全実施計画」が策定されるとともに、「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」で施策の促進が図られてきました。

その結果、検査済証交付率は飛躍的に向上し、定期報告制度の拡充をはじめ、既存建築物の活用、密集市街地や細街路の安全性確保のための制度が整備され、安心安全向上をめざす地域まちづくり活動も活発に行われるようになりました。関係者の努力に敬意を表したいと思います。

ただ、こうした取り組みが拡大・多様化する中で、一つだけ気になることがあります。それは、「建築物の安心・安全の確保」と「生活文化の継承・発展」との関係です。さまざまな取り組みの中で、両者がしばしば対立的に見えることがあります。しかし、本来、両者は両立すべきものであり、とりわけ京都では、両者が相乗効果を生み出す状況を創り出す工夫が必要です。安心・安全のために生活文化が破壊されていないか、細心の注意を払うとともに、歴史の中の「減災文化」を読み解き、現代に生かす努力を重ねていかなければならない、ということ、この機会に改めて確認しておきたいと思います。

わたしたちは建築物における災害や事故から市民のいのちと暮らしを守るため「京都市建築物安心安全実施計画」を推し進めます！

金融	一般社団法人 京都銀行協会 京都府信用金庫協会 独立行政法人 住宅金融支援機構
エネルギー	関西電力 株式会社 大阪ガス 株式会社 京都市上下水道局
建築	一般社団法人 京都府建築士会 一般社団法人 京都府建築士事務所協会 一般社団法人 京都建築設計監理協会 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部 京都地域会 京都府建設業協会京都支部 一般社団法人 全国中小建設業協会全中建京都
不動産	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
消費者	特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連） 京都市文化市民局くらし安全推進部（消費生活総合センター）
検査機関	株式会社 京都確認検査機構 株式会社 I-P-E-C 株式会社 確認検査機構アネックス 日本ERI株式会社 株式会社 西日本住宅評価センター
行政	京都府警察本部 京都府 京都市

事務局 京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
【電話】075-222-3613 【FAX】075-212-3657

平成27年、28年に消防法が改正されました！

★全ての宿泊施設には自動火災報知設備の設置が…



★病院や診療所、福祉施設で就寝を伴うところには…
スプリンクラー設備 や 火災通報装置の設置が義務となりました！



詳しくは各行政区の消防署 予防課へお尋ねください。



計画や会議の詳細はこちらから

京都市建築物安心安全実施計画



この印刷物が不要になれば、「雑がみ」として古紙回収等へ！

